

 **AUTOBACS**  
**GPR**  
KARTING SERIES

**2025**

全日本カート選手権 OK

ジュニアカート選手権 GPR

ROK CUP JAPAN GPR

特別規則書



## 目次

<b>2025 GPR KARTING SERIES Race Calendar</b> .....	1	<b>第 29 条</b>	<b>その他競技に関する一般事項</b> .....	2 0	
<b>第 1 条</b>	<b>開催日程、場所およびオーガナイザー</b> .....	2	<b>第 30 条</b>	<b>審判員</b> .....	2 2
<b>第 2 条</b>	<b>競技会組織委員会および審査委員会</b> .....	2	<b>第 31 条</b>	<b>ピットイン</b> .....	2 2
<b>第 3 条</b>	<b>競技会競技役員</b> .....	2	<b>第 32 条</b>	<b>ピットでの作業</b> .....	2 2
<b>第 4 条</b>	<b>競技会事務局</b> .....	3	<b>第 33 条</b>	<b>ピット要員</b> .....	2 3
<b>第 5 条</b>	<b>競技の種類別、区分と格式</b> .....	3	<b>第 34 条</b>	<b>ピット内</b> .....	2 3
<b>第 6 条</b>	<b>公式通知に関する規定</b> .....	3	<b>第 35 条</b>	<b>車両保管</b> .....	2 3
<b>第 7 条</b>	<b>クレデンシャルの着用</b> .....	3	<b>第 36 条</b>	<b>ペナルティ</b> .....	2 3
<b>第 8 条</b>	<b>延期、中止または取止めおよび変更に関する事項</b> .....	4	<b>第 37 条</b>	<b>抗議の提出</b> .....	2 4
<b>第 9 条</b>	<b>エントリーの受付</b> .....	4	<b>第 38 条</b>	<b>抗議提出の時間制限</b> .....	2 4
<b>第 10 条</b>	<b>エントリーフィーおよびピット要員登録料</b> .....	5	<b>第 39 条</b>	<b>抗議料</b> .....	2 4
<b>第 11 条</b>	<b>保険</b> .....	5	<b>第 40 条</b>	<b>成績および賞典</b> .....	2 4
<b>第 12 条</b>	<b>エントリーの方法</b> .....	5	<b>第 41 条</b>	<b>得点基準</b> .....	2 5
<b>第 13 条</b>	<b>エントリーの資格</b> .....	5	<b>第 42 条</b>	<b>チーム賞典と得点</b> .....	2 6
<b>第 14 条</b>	<b>エントリーの受理と拒否</b> .....	6	<b>第 43 条</b>	<b>広告</b> .....	2 7
<b>第 15 条</b>	<b>シャシー、エンジンおよびタイヤの登録</b> .....	7	<b>第 44 条</b>	<b>エントラントおよびドライバーの遵守事項</b> .....	2 7
<b>第 16 条</b>	<b>エンジン</b> .....	7	<b>第 45 条</b>	<b>コースへの立ち入り</b> .....	2 7
<b>第 17 条</b>	<b>カート</b> .....	8	<b>第 46 条</b>	<b>誓約書の署名</b> .....	2 8
<b>第 18 条</b>	<b>ボディワーク</b> .....	1 2	<b>第 47 条</b>	<b>本特別規則の解釈</b> .....	2 8
<b>第 19 条</b>	<b>重量</b> .....	1 3	<b>第 48 条</b>	<b>本特別規則の違反</b> .....	2 8
<b>第 20 条</b>	<b>燃料</b> .....	1 4	<b>第 49 条</b>	<b>本特別規則の施行ならびに記載されていない事項</b> .....	2 8
<b>第 21 条</b>	<b>車両検査</b> .....	1 4	<b>第 50 条</b>	<b>OK 部門 適用車両規定</b> .....	2 9
<b>第 22 条</b>	<b>選手権競技の構成と方式</b> .....	1 5	<b>第 51 条</b>	<b>ジュニアカデット部門 適用車両規定</b> .....	3 3
<b>第 23 条</b>	<b>フリーフィンギ</b> .....	1 5	<b>第 52 条</b>	<b>ジュニア部門 適用車両規定</b> .....	3 5
<b>第 24 条</b>	<b>公式練習</b> .....	1 5	<b>第 53 条</b>	<b>Rok Shifter 適用車両規定</b> .....	3 9
<b>第 25 条</b>	<b>タイムトライアル</b> .....	1 5	<b>付則-1 「ニュートラリゼーション」運用方法</b> .....	4 2	
<b>第 26 条</b>	<b>決勝ヒート</b> .....	1 6	<b>付則-2 「燃焼室の容量計測方法」</b> .....	4 3	
<b>第 27 条</b>	<b>OK 部門、ジュニア部門、ジュニアカデット部門のスタート進行</b> .....	1 7	<b>付則-3 「GPR Penalty Catalog」</b> .....	4 4	
<b>第 28 条</b>	<b>ROK SHIFTER のスタート進行</b> .....	1 9	<b>付則-4 「台数制限に関わる規定」</b> .....	4 6	
			<b>付則-5 「GPR 指定ゼッケンベース」</b> .....	4 7	

## 2025 GPR KARTING SERIES Race Calendar

全日本カート選手権 OK

ジュニアカート選手権 GPR

ROK CUP JAPAN GPR

	開催日程	開催サーキット	オーガナイザーおよび競技会当日の事務局所在地	最大 出走 台数
Round 1 Round 2	5月10日~11日	鈴鹿サーキット南コース (1,264m) 三重県鈴鹿市稲生町 7992	鈴鹿モータースポーツクラブ 三重県鈴鹿市稲生町 7992 059-378-3405	34台
Round 3 Round 4	6月14日~15日	モビリティリゾートもてぎ 北ショートコース (982m) 栃木県芳賀郡茂木松山 120-1	ホンダモビリティランド株式会社 栃木県芳賀郡茂木松山 120-1 0285-64-0200	34台
Round 5 Round 6	8月30日~31日	オートパラダイス御殿場 小山町大御神サーキット (1,006m) 静岡県駿東郡小山町大御神 922-8	有限会社サンアイプロジェクト 静岡県駿東郡小山町大御神 922-8 0550-88-82465	34台
Round 7 Round 8	10月4日~5日	フェスティカサーキット瑞浪(1,177m) 岐阜県瑞浪市釜戸町 1064-118	株式会社フェスティカ 岐阜県瑞浪市柏倉町 1275-1 0282-25-1500	34台
Round 9 Round 10	11月15日~16日	鈴鹿サーキット南コース (1,264m) 三重県鈴鹿市稲生町 7992	鈴鹿モータースポーツクラブ 三重県鈴鹿市稲生町 7992 059-378-3405	34台

※全戦共催：GPR (イベントプロモーター)  
名古屋市中区正木 4-6-6 第 13 フォर्मル 701(事務局)  
info@gpr-race.com

## 規定周回数

		Cadets	Junior	OK	Shifter
Round 1	鈴鹿サーキット南コース	12	14	18	14
Round 2		16	18	22	18
Round 3	モビリティリゾートもてぎ北ショートコース	14	18	22	18
Round 4		18	22	26	22
Round 5	オートパラダイス御殿場	14	18	22	14
Round 6		18	22	26	18
Round 7	フェスティカサーキット瑞浪	14	16	20	16
Round 8		18	20	24	20
Round 9	鈴鹿サーキット南コース	12	14	18	14
Round 10		16	18	22	18

## 2025 年 GPR KARTING SERIES 特別規則

### 全日本カート選手権 OK 部門 ジュニアカート選手権 GPR シリーズ ROK CUP JAPAN GPR シリーズ

※昨年からの変更箇所を下線にて示す。

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに FIA 国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠した JAF 国内競技規則／JAF 国内カート競技規則およびその細則、2025 年（以下「当該年」という）日本カート選手権規定、全日本/ジュニアカート選手権統一規則（以下「統一規則」という）、本特別規則に従って開催される。

#### 第1章 競技会開催に関する事項

##### 第1条 開催日程、場所およびオーガナイザー

本特別規則 1 ページ Race Calendar に示す。

##### 第2条 競技会組織委員会および審査委員会

公式通知にて示す。

##### 第3条 競技会競技役員

1. 公式通知にて示す。
2. レースディレクター1 名を GPR より派遣する。

レースディレクターは常時競技長と協議しながら役務を遂行する。

レースディレクターの義務（役務）は、大会期間中のレース運営や判定に関する項目について、シリーズを通じた独自の判断に基づく提言を競技長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただし、レースディレクターは競技長が有するレース運営や判定に関わる最終的な判断を下す権限を有さない。

- 1) 運営に携わる競技役員の配置や運営機器の配備状況、安全管理体制等を大会事務局より報告を受け、必要に応じて修正提案を行う。
- 2) 全ての走行時間帯におけるレース管制、ミーティング、ブリーフィングは競技長と同席する。
- 3) レースディレクターは、以下の項目について FIA 国際モータースポーツ競技規則、統一規則および本特別規則に従い、競技長に対し提案を行う。この場合、競技長はレースディレクターと協議して対応する。

- (1) タイムスケジュールの遵守または変更を行うこと。
  - (2) 公式練習を含む全てのセッションや決勝レースを中断し、再開の為のスタート手順の実施。
  - (3) 公式練習を含む全てのセッションや決勝レースで、競技車両を停止させること。
  - (4) 公式練習を含む全てのセッションや決勝レースにおいて発生した違反行為に関する判定。
  - (5) 決勝レースのスタート手順と進行の実施。
  - (6) 競技車両の再検査、ドライバーの身体検査を求めること。
3. テクニカルディレクター1名をGPRより派遣する。

テクニカルディレクターは常時競技長、レースディレクターおよび技術委員長と協議しながら役務を遂行する。テクニカルディレクターの義務（役務）は、適用車両規則や車両検査に関する項目について、シリーズを通じた独自の判断に基づく提言を競技長、レースディレクターおよび技術委員長に行い、大会における適用車両規則や車両検査基準の平準化を図るものとする。ただし、テクニカルディレクターは、競技長が有するレース運営や判定に関わる最終的な判断を下す権限を有さない。

#### 第4条 競技会事務局

1. 本特別規則 1 ページ Race Calendar に示してある各々のオーガナイザーとする。
2. 開催場所所在地および当日の事務局所在地は本特別規則 1 ページ Race Calendar に示す。

#### 第5条 競技の種類、区分と格式

1. 種目：スプリントレース
2. 区分：OK 部門、ジュニア部門、ジュニアカデット部門、ROK SHIFTER
3. 格式：OK/国内格式、ジュニア・ジュニアカデット/準国内格式、ROK SHIFTER/制限付

#### 第6条 公式通知に関する規定

統一規則および特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細目およびエントラント、ドライバー、ピット要員に対する指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は開催期日の前日まで競技会事務局内に提示されるとともに WEB エントリー時に入力されたエントラントの連絡先に送付または通知する、あるいは大会公式ウェブサイト等に提示される。開催当日は開催場所の事務局設置場所に掲示される。

#### 第7条 クレデンシャルの着用

1. 本競技会に関係する全ての者は、場内ではオーガナイザーが発行したクレデンシャルを着けなければならない。
2. ダミーグリッド、ピットロード、本コース上グリッドへの入場は、オーガナイザーが発行したリストバンドを着けた者のみ可能とする。

## 第8条 延期、中止または取止めおよび変更に関する事項

「カート競技会組織に関する規定」第 6 条に基づき、オーガナイザーは、競技会審査委員会の承認を得て競技会の一部あるいは全部を延期し、中止し、または取り止めることができる。競技会の全部を中止し、あるいは 24 時間以上延期する場合は、エントリーフィーは保険料を除き全額返還される。ただし天災地変の場合はこの限りでなく、保険料は返還されない。

なお、エントリーおよびドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を保有しない。さらにオーガナイザーは、審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限も、併せて保有するものとする。これに対する抗議は認めない。

## 第2章 競技会参加に関する事項

### 第9条 エントリーの受付

#### 1. エントリーの受付期間

- 1) 年間エントリー：2025年2月10日(月)～2025年3月5日(水)
- 2) 大会毎のエントリー：競技会開催日 2ヶ月前より 4 週間前まで

#### 2. エントリーの受付

上記 1. の期間、GPR ホームページ内からの WEB エントリーのみで行う。

#### 3. 受理または拒否の通知

競技会開催日の 2 週間前から開催日当日を除き 7 日前までに、E-mail にて通知する。

#### 4. 受付場所

GPR 事務局（GPR ホームページ内 WEB エントリー）

#### 5. 台数制限

各部門 34 台を最大エントリー数とする。エントリー締め切り後に 34 台を超えた際の選定基準は、「付則-4」に示す。

#### 6. 遅延エントリー

エントリー受付締め切り後、1 週間のみ遅延手数料¥5,500(税込)を支払う事により、エントリーを認める場合がある。

#### 7. エントリー締め切り後のキャンセルにはいかなる理由においてもエントリーフィーの返金はしない。

#### 8. エントリーする際に必要なもの

WEB エントリーフォーム入力のほか、次のものが必要となる。

- 1) 競技会参加に関する誓約書 ※未成年者は誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名と実印での捺印、および印鑑登録証明書(3ヶ月以内に取得)。
- 2) エントリーフィー

## 第10条 エントリーフィーおよびピット要員登録料

### 1. 年間エントリー

- 1) Cadets : ¥192,000 (税込) /5 イベント 10 レース
- 2) Junior : ¥242,000 (税込) /5 イベント 10 レース
- 3) OK : ¥242,000 (税込) /5 イベント 10 レース
- 4) Shifter : ¥242,000 (税込) /5 イベント 10 レース
- 5) デジタルメディアフィー : ¥49,500 (税込) /5 イベント 10 レース (全てのカテゴリー)  
※デジタルメディアフィーとは Live 映像配信、Live Timing、写真サービスなどの費用です。

### 2. 大会毎のエントリー

- 1) Cadets : ¥39,600 (税込) /1 イベント 2 レース
- 2) Junior : ¥49,500 (税込) /1 イベント 2 レース
- 3) OK : ¥49,500 (税込) /1 イベント 2 レース
- 4) Shifter : ¥49,500 (税込) /1 イベント 2 レース
- 5) デジタルメディアフィー : ¥9,900 (税込) /1 イベント 2 レース (全てのカテゴリー)  
※デジタルメディアフィーとは Live 映像配信、Live Timing、写真サービスなどの費用です。

### 3. ピット要員登録料

- 1名につき、¥2,200 (税込) /1 イベント 2 レース  
※1 ドライバーにつき 2 名まで登録可能

## 第11条 保険

1. オーガナイザーの付保する保険とは別にドライバー 900 万円、ピット要員 1 名 400 万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。
2. オーガナイザーの付保する保険の内容 (保険料、保険金、保険金支払の方法) については、特別規則書に示される。

## 第12条 エントリーの方法

1. 本選手権競技会にエントリーする者は、エントリーの統轄のもとにエントリーしなければならない。
2. ピット要員はドライバー 1 名につき 2 名以内とする。

## 第13条 エントリーの資格

1. エントラント  
当該年度有効となるエントラントライセンスの所持者
2. ドライバーの出場資格  
ドライバーは部門毎に以下の条件を満たしていること。

- 1) ジュニアカデット部門（出場できるシリーズを重複することができる）
  - (1) ライセンス  
ジュニア B、ジュニア A、国際 G ライセンス所持者とする。  
※外国籍ライセンスの場合、同等ライセンスおよび海外出場証書を必要とする。
  - (2) 年齢制限  
8 歳（8 歳の誕生日を迎える当該年）以上 13 歳未満の者。  
なお、当該年に 13 歳に達しても、その年のジュニア競技選手権に出場することが認められる。
- 2) ジュニア部門（出場できるシリーズを重複することができる）
  - (1) ライセンス  
ジュニア B、ジュニア A、国際 G ライセンス所持者とする。  
※外国籍ライセンスの場合、同等ライセンスおよび海外出場証書を必要とする。
  - (2) 年齢制限  
11 歳（11 歳の誕生日を迎える当該年）以上 15 歳未満の者。  
なお、当該年に満 14 歳に達しても国際 F ライセンスを取得しなければ、また、当該年に 15 歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア競技選手権に出場することが認められる。
- 3) OK 部門（全日本選手権、他部門への重複出場も認められる。）
  - (1) 国際 E、国際 F ライセンスの所持者。
  - (2) 国内 A ドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。
    - ① 当該年の前年の全日本選手権の OK 部門に出場した実績ある者。
    - ② 過去の全日本選手権 Super KF 部門、KF1 部門あるいは KF 部門で、年間総合順位が 10 位以内であった者。
    - ③ 当該年の前年の全日本選手権 FS-125 部門で、年間総合順位が 10 位以内、または前年の全日本選手権 FP-3 部門で、年間総合順位が 3 位以内の者。
    - ④ JAF によって特に認められた者（海外での実績等）。
- 4) ROK SHIFTER  
国際 E、国内 A ライセンスの所持者。

#### 第14条 エントリーの受理と拒否

1. オーガナイザーは、国内競技規則 4-19 に基づき参加申込の拒否を行うことができ、かつその行為をもって最終の決定とする。この場合エントリーフィーおよび保険料は全額返還される。
2. エントリーの正式受理または拒否通知は、本特別規則第 9 条 3. に示す。



## 第15条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

1. 競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。登録できるセット数は1競技会につき下記のとおりとする。

	OK	Cadets	Junior	Shifter
シャシー	1台	1台	1台	1台
エンジン	2基	1基	2基	1基
タイヤ	1セット (ドライ・ウェット)	1セット (ドライ・ウェット)	1セット (ドライ・ウェット)	1セット (ドライ・ウェット)

2. OK、ジュニア、ジュニアカデットのウェットタイヤは、競技会開催週末に DL タイヤサービスより購入した「GPRマーク」のあるものでなければならない。なおこのタイヤはレースウィークであればいつ使用しても構わない。
3. レースウィークの金曜日および土曜日に開催される特別スポーツ走行において使用できるドライタイヤのセット数は下記のとおりとする（GPR 管理）
- 1) Session3 から GPR 登録タイヤを使用とし、Session1&2 は完全フリーとする。
  - 2) NEW タイヤの枠を USED タイヤで登録することができる。

	OK	Cadets	Junior	Shifter
USED ドライタイヤ	1セット	1セット	1セット	1セット
NEW ドライタイヤ	3セット	<u>1</u> セット	2セット	2セット

## 第3章 エンジンおよびカートに関する事項

### 第16条 エンジン

1. エンジン

- 1) OK 部門

「JAF 国内カート競技車両規則」および当該年の全日本選手権 OK 部門適用車両規定に合致した CIK-FIA または JAF 公認エンジン。

- 2) ジュニア部門

本特別規則ジュニア部門適用車両規則に合致したワンメイクエンジン。

IAME PARILLA X30

- 3) ジュニアカデット部門

本特別規則ジュニア部門適用車両規則に合致したワンメイクエンジン。

ヤマハ KT100SEC

- 4) ROK SHIFTER

本特別規則 ROK SHIFTER 適用車両規則に合致したワンメイクエンジン。

VORTEX ROK SHIFTER

## 2. 変更

登録済みエンジンが故障、破損等した場合には、競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に1競技会に1回変更（交換）することができる。なお、変更（交換）の申請は、各ヒートのスタート20分前までとし、競技会事務局に提出すること。

- 1) 変更（交換）後のヒートのグリッドポジションは、最後尾（複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする）とする。
- 2) 再登録料：3,300円（税込）

## 3. 封印（マーキング）

封印（マーキング）が外れそう（消えそう）な状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出ること。

封印（マーキング）に関する故意の違反があった場合には当該競技会は失格とする。

なお、違反の内容によっては当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

### 1) OK部門およびROK SHIFTER

- (1) 車検時においてエンジン（エンジン・クランクケース下部1/2およびシリンダー）のマーキングが実施される。
- (2) 公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンの再登録またはエンジンへの再マーキングが認められる。

### 2) ジュニア部門およびジュニアカデット部門

- (1) シリンダーヘッド・シリンダヘッドナットには車検の際の封印のための穴をそれぞれ1つ施さなければならない。
- (2) 車検時においてエンジンの封印が実施される。封印マークはJAF指定のものとし、封印後はエンジンの分解は行ってはならない。
- (3) 最初に行われる公式練習開始前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンの解除、および再登録または再封印が認められる。

## 4. エンジンにはNo.刻印が打たれていなければならない。

## 第17条 カート

### 1. OK部門およびジュニア部門

前条で規定する当該エンジンを搭載し、「JAF国内カート競技車両規則」に合致する第1種競技車両で、使用するシャシーは、CIK-FIA公認またはJAF公認を取得している製造者によって製造されたものとする。ただし、フロントブレーキの装着は禁止する。

また、車検時においてシャシーにJAF指定の封印が実施される。但し、最初に行われる公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。

## 2. ジュニアカデット部門

前条で規定する当該エンジンを搭載し、「JAF 国内カート競技車両規則」に合致する第 1 種競技車両で、使用するシャシーは、ボデイワークを含み、「JAF 国内カート競技車両規則」第 29 条に従い、JAF に申請されたものでなければならない。ただし、「JAF 国内カート競技車両規則」第 46 条（Mini 特別規定）に従い、CIK に公認されたものは使用することができる。また、フロントブレーキの装着は禁止する。また、車検時においてシャシーに JAF 指定の封印が実施される。ただし、最初に行われる公式練習開始時間前までは、技術委員長承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。

## 3. ROK SHIFTER

使用するシャシーは、CIK-FIA 公認または JAF 公認を取得している製造者によって製造されたものとする。

また、車検時においてシャシーに GPR 指定の封印が実施される。但し、最初に行われる公式練習開始時間前までは、技術委員長承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。

4. 登録済みシャシーが破損等した場合には、競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に 1 競技会に 1 回変更（交換）することができる。なお、変更（交換）の申請は、各ヒートのスタート 20 分前までとし、競技会事務局に提出すること。

- 1) 変更（交換）後のヒートのグリッドポジションは、最後尾（複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする）とする。
- 2) 再登録料：3,300 円（税込）

5. カートは、前方、後方および側方から明瞭に識別できるよう、競技ナンバーを取り付けなければならない。
6. ナンバープレートは前後に必備とする。その取り付け方および形状については「JAF 国内カート競技車両規則」第 9 条 1.および第 28 条による。側方のナンバーは最小高 15 cm とする。なお、前方にはフロントパネルを装着しなければならない。

ナンバープレートの色は次の通りとする。

部門	OK	ジュニア	カデット	Shifter
ナンバープレートの色	黄	黄	黄	黄
文字の色	黒	黒	黒	黒

## 7. 競技ナンバー

- 1) 前後の競技ナンバーは、JAF が指定（OK、ジュニア、カデット）、GPR が指定（Shifter）したものを、検査を受ける前に取り付けていなければならない。
  - 2) 側方の競技ナンバーは、JAF が指定（OK、ジュニア、カデット）、GPR が指定（Shifter）したものを、サイドボックスパネル上の後輪側に、検査を受ける前に取り付けていなければならない。
  - 3) 競技ナンバーベースステッカーは GPR が指定したものを、前後および側方に、検査を受ける前に取り付けていなければならない。（「付則-5」参照）
8. フロントバンパーは必備とし、その取り付け方については「JAF 国内カート競技車両規則」第 7 条による。

9. チェーンガードは必備としその取り付け方および形状については「JAF 国内カート競技車両規則」第 12 条による。
- 1) 幅は 3 cm 以上あり車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。
  - 2) エンジン側スプロケットとアクスル側スプロケットを結ぶ線の上の部分をも有効に覆っていること。
  - 3) 直結の車両においては、車両側方より見てエンジン側スプロケットが見えない状態であること。
  - 4) 露出しているチェーンとスプロケットの上部と両側の有効な防護物を構成しており、少なくともリアアクスルの水平面下面まで伸びていること。
10. 雨天の場合、吸気消音器にカバー等を装着することができる。
11. 排気装置については「JAF 国内カート競技車両規則」第 22 条による。  
なお、登録するマフラーの公認書は参加者が用意すること。
12. 音量規制については「JAF 国内カート競技車両規則」第 23 条によるものとし、タイムトライアル時 78dB(A)+3dB(A)を越えるものについてはタイムトライアルのみの時間に次の時間を加算し各ヒートへのペナルティは課されない。

音量	加算時間
81. 5 dB 以上 82 dB 未満	0. 2 5 秒
82 dB 以上 82. 5 dB 未満	0. 5 秒
82. 5 dB 以上 83 dB 未満	1 秒
83 dB 以上 83. 5 dB 未満	2 秒
83. 5 dB 以上 84 dB 未満	4 秒

84dB を含み 84dB を超えるドライバーはレースから除外される。

13. 競技に使用するタイヤは次の条件に合致したものとする。使用するタイヤは、下記 5)に定めるディストリビューション制とする。
- 1) 各部門に使用できるタイヤは次のとおりとする。
    - (1) 銘柄、サイズ、コンパウンド
      - OK 部門
        - ・住友ゴム工業株式会社
        - <ドライ用> DHM CIK(PRIME)
        - <ウエット用> KT14 W15 CIK
      - ジュニア部門
        - ・住友ゴム工業株式会社
        - <ドライ用> SL22
        - <ウエット用> SLW2

- ジュニアカデット部門
- ・住友ゴム工業株式会社

<ドライ用> SLJ

<ウエット用> SLW2

- ROK SHIFTER

・VEGA S.r.l.

<ドライ用> XH4 CIK(OPTION)

<ウエット用> W6 CIK(RAIN)

## (2) タイヤ交換

技術委員長の承認のもとに、各 1 本のみが交換が認められる。

- 2) 急激な天候の変化のあった場合には、競技会審査委員会の判断により、ウエットタイヤに限り、全選手に追加 1 セットの交換を認める場合がある。但し、交換は当該ドライバーの任意とする。
- 3) タイヤはいかなる場合もグルーピングを含み一切の加工は禁止される。
- 4) タイヤが規定に適合しているかを検査するため、RAE Systems 社(USA)のミニレイ・ライト (MiniRAE Lite) 計測装置が、タイムトライアルおよびファイナルで使用される場合がある。  
いかなる状況においても、タイヤの VOC (揮発性有機化合物) 測定値は 15ppm (最大制限値) を超えてはならない。  
注：例えばチェーンプレーなどによる汚染は、これによって制限値の超過に成り得る場合があるため、避けなければならない。  
検査の結果、1 つ以上のタイヤが規定に適合していないことが判明した場合、該当するドライバーはグリッドへのアクセスが許されない。またこの手順に対する抗議は一切認められない。
- 5) タイヤにはオーガナイザーが指定したゼッケン番号を技術委員によってタイヤの両側面に記入される。文字の字体は幅 3mm 以上の字画で高さ 30mm 以上とする。

OK	ジュニア	カデット	RokShifter
白	桃	白	白

- 6) タイヤのディストリビューションは、特別規則書または公式通知にて示される時間帯にオーガナイザーが指定した場所にて、競技会審査委員 1 名の立ち会いのもと次の要領で行うものとし、詳細事項は特別規則書または公式通知に示す。  
但し、ウエットタイヤおよび交換タイヤ 1 本は除外する。
  - (1) タイヤ製造者または販売者は、エントリーの際に申告した当該競技会で使用する銘柄の未使用ドライタイヤ（例：パッケージ済）をオーガナイザーが指定した場所に預け入れ、受領書を受け取る。
  - (2) オーガナイザーは、同一の銘柄、モデルおよびコンパウンド毎にシャッフルを行う。

- (3) オーガナイザーは、提示されたタイヤの両側面にマーキングする。
- (4) オーガナイザーは、受領書（引換証）と引き換えにタイヤ製造者または販売者が預け入れた同一の銘柄、モデルおよびコンパウンドのタイヤ（両側面マーキング済）を手渡す。
- (5) タイヤのリムへの取り付けは、各自のパドックで行うこととする。
- (6) 分配されたタイヤをパドック外へ持ち出すことは認められない。

#### 14. ホイール

- 1) リムの直径は最大 5 インチとする。
- 2) ホイールはリムの外側に 3 本以上のペグで固定した何らかの形のビードを備えることが推奨される。

#### 15. キャッチタンク

走行中に燃料タンクからの燃料漏れを防止するために有効な装置を必備とする。

但し、燃料漏れを防止する装置がタンクキャップ等に装備されていることが仕様書等によって証明された場合にはそれを有効な装置とみなす。

- 16. 競技中、車両にテレメトリー（データを交信する装置）の装着を禁止する。技術委員に承認されたデータロガー（データ蓄積装置）およびタコメーターの使用は可能とする。但しデータロガー用トランスミッター（発信器）の設置場所はコース外とし、オーガナイザーによって承認された場所のみとする。テレコミュニケーション（遠隔通話装置）の使用は禁止する。これらの事項に対する抗議は一切受け付けられない。

### 第18条 ボディワーク

#### 1. OK 部門、ジュニア部門、ROK SHIFTER

「JAF 国内カート競技車両規則」第 7 条および第 9 条に従った、CIK-FIA 公認(2015-2021,2018-2021,2022-2024 または 2025-2027)サイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネル、リアプロテクションは、ステー等の公認部品を含み必備とする。

なお、異なる銘柄またはモデルの構成部品による 3 つのボディワークによる組み合わせが認められる。但し、2 つのサイドボックスはセットで共に使用すること。

また、カウル、ステー、バンパー等は、それぞれの公認番号が異なる組合せが認められる。ただし、形状や寸法に変更の無い同等公認部品に限る。

#### 2. ジュニアカデット部門

「JAF 国内カート競技車両規則」第 9 条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とし、かつ同第 2 9 条に従い JAF に申請されたものでなければならない。ただし、「JAF 国内カート競技車両規則」第 4 6 条（Mini 特別規定）に従い、CIK に公認されたものは使用することができる。

尚、異なる銘柄またはモデルの構成部品による 3 つのボディワークによる組み合わせが認められる。但し、2 つのサイドボックスはセットで共に使用すること。

また、同第 7 条に従ったリアプロテクションを必備とする。

そして、カウル、ステー、バンパー等は、それぞれの公認番号が異なる組合せが認められる。但し、形状や寸法に変更の無い同等公認部品に限る。

3. 全ての部門の車両は、2025-2021,2018-2021,2022-2024 または 2025-2027 の CIK-FIA 公認フロントフェアリング取り付けキットの使用が義務付けられる。
  - 1) 予選ヒートからファイナルまでの間に、各ドライバーは、カートから外されたフロントフェアリングの組み立てエリアである「スタート」サービスパーク（※指定されたエリア）に入らなければならない。メカニックあるいはドライバー自身が、車検員（※技術委員）の監督下にある組み立てエリアである「スタート」サービスパーク（※指定されたエリア）にてフロントフェアリングを装着しなければならない。
  - 2) 予選ヒート、およびファイナルの間、フロントフェアリングは、修理エリア（※ピットエリア）においてのみ正しい位置に装着することのみ認められる。
  - 3) フロントフェアリング（フロントフェアリング取付キットを使用）は競技の間常に正確な位置にしなければならない。
  - 4) 黒地にオレンジ色の円のついた旗は、フロントフェアリングが正確な位置にもはやない状態である場合、当該ドライバーに提示されることはない。
  - 5) フロントフェアリングが規定に適合しているかを確認するため、RAE Systems 社(USA)のミニレイ・ライト（MiniRAE Lite）計測装置が、予選、予選ヒートおよびファイナルで使用される（※使用される場合がある）。  
 いかなる状況においても、フロントフェアリングの VOC（揮発性有機化合物）測定値は 5ppm（最大制限値）を超えてはならない。  
 注：例えば清掃スプレーなどによる、フロントフェアリングの汚染は、これによって制限値の超過に成り得る場合があるため、避けなければならない
  - 6) 検査の結果、フロントフェアリングが規定に適合していないことが判明した場合、当該ドライバーは組み立てエリア（※指定されたエリア）に入ることは禁止される。従って、対応する競技部分に（予選、予選ヒート、ファイナル）に参加することはできない。この手続きに関する抗議は受け付けられない。この点に関する抗議および控訴は停止効力を持たない。
4. リアプロテクションの取り付け方については「JAF 国内カート競技車両規則」第 7 条および適用車両規定による。

## 第19条 重量

最低重量は全部門とも適用車両規定に準ずる。

最低重量を満たすためバラストを積む必要がある時はすべて固形材料を用い、2 本以上のボルト・ナットで取付けなければならない。

## 第20条 燃料

### 1. ガソリン

- 1) 「JAF 国内カート競技車両規則」第 25 条に則った通常のカートスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。
- 2) オーガナイザーは、ガソリンの銘柄および供給方法等を指定する場合がある。この場合の詳細事項は、特別規則書または公式通知に示す。

### 2. エンジンオイル

- 1) 通常市販されている当該年度の C I K - F I A 承認オイルのみとし、それ以外の添加物の使用は一切認められない。
- 2) オーガナイザーは、エンジンオイルの銘柄および供給方法等を指定する場合がある。この場合の詳細事項は、特別規則書または公式通知に示す。

### 3. 検査

ガソリンおよびエンジンオイルについて、予告なく抜き打ち検査（タンク内の燃料を採取する等）を行う場合がある。

この場合、エントラントは、必ずその指示に従わなければならない。

## 第21条 車両検査

1. 「カート競技会参加に関する規定」第 12 条に基づき、車両検査が行われる。この際規則に不適合な部分がありながらも、技術委員に発見されなかった場合であっても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
2. 車両検査の日時および場所は特別規則または公式通知によって示される。
3. ドライバーの服装に関しては「カート競技会参加に関する規定」第 11 条を適用する。また車両検査時においては、技術委員の点検を受けるものとする。レーシングスーツは皮製または CIK-FIA 公認または JAF 公認のものとする。  
また、ヘルメットは CIK-FIA 技術規則（Article 3 Kart and Equipment Safety 3.2)Equipment Safety）に従ったものとする。
4. 技術委員長は、各車両に対し、点火装置の作動確認用測定器の装着を指示する場合がある。当該指示のあった場合は測定器の装着指示に従わなければならない。本件に関する抗議は認められない。詳細事項は競技会特別規則または公式通知にて告知される。
5. 技術委員長は、競技会審査委員会の指示に基づき、エントラントに対し当該車両の点火装置を技術委員長の指定する同一型式の他のものに交換させる場合がある。当該指示のあった場合は交換作業に従わなければならない。本件に関する抗議は認められない。
6. 各ヒート終了時には「JAF 国内カート競技車両規則」に定める必備の部品が備わっていること。



7. 「カート競技会運営に関する規定」第 31 条に基づき、レース後オーガナイザーが指定したエリアで計量が行われる。

## 第4章 競技に関する事項

### 第22条 選手権競技の構成と方式

全ての部門において、競技は 2 レース制（公式練習・タイムトライアル(予選)・第 1 レース決勝ヒート・第 2 レース決勝ヒート）とし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。

### 第23条 ブリーフィング

1. 競技長は公式練習に先立ち、競技会審査委員会の出席を得て、エントラントおよびドライバーを対象としたブリーフィングを開催する。  
すべてのエントラントおよびドライバーはブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名もしくはオーガナイザーが示す方法で出席の確認を受けなければならない。  
ブリーフィングに遅刻、欠席した場合は、オーガナイザーが定める再ブリーフィング料を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。
2. 再ブリーフィング手数料：16,500 円（税込）

### 第24条 公式練習

1. 「カート競技会運営に関する規定」第 23 条および第 24 条に基づき、最低 5 分間の公式練習を行う。  
但し、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。
2. 公式練習で使用できるタイヤ（DRY）
  - 1) OK,ジュニア,Shifter は、特別スポーツ走行用に登録されたタイヤ、またはレース用に登録されたタイヤとする。
  - 2) ジュニアカデットはレース用に登録されたタイヤとする。

### 第25条 タイムトライアル

1. すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合はタイムトライアル失格とし、第 1 レース決勝は最後尾スタートとなる。

2. タイムトライアルのグループ分け
  - 1) 出場台数が当該競技開催コースの最大出走台数の 70% (小数点以下四捨五入) 以内の場合 : グループ分けはせずに 6 分間のタイムトライアルを行う。
  - 2) 出場台数が当該競技開催コースの最大出走台数の 70% (小数点以下四捨五入) を超える場合 :
    - ① 1 グループの出走台数が最大出走台数の 70% (小数点以下四捨五入) を超えず、かつ可能な限り同数となる複数のグループに分けられ、各グループ 6 分間のタイムトライアルを行う。
    - ② グループ分けは、競技会当日の参加受付時に抽選により決定し、ドライバーズプリーフィング開始時まで公式通知にて示す。
  3. ドライバーは、タイムトライアルとして設定された時間内であれば任意に出走し、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができる。但し、ピットに戻った場合は再トライすることはできない。
  4. タイムトライアル中の計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対して全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用する。
  5. 上記 4. で記録したベストラップが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる (サードラップ以降のタイム) 。
  6. その他の方法で行う場合は公式通知に示す。(不可抗力により上記 1.~5. が採用できない場合)
  7. タイムトライアル順位の決定方法は上記 4.~6. に従い、ベストラップ順とする。ただし、2 グループでのタイムトライアルが行われた場合は、それぞれのグループ 1 位選手の採用タイムが速かったグループを奇数順位・別のグループを偶数順位として総合結果を決定する。
  8. OK 部門およびジュニア部門は、出走台数が 20 台を超え、ドライタイヤでのタイムトライアルであった場合にのみ、上位 8 名による、SuperPole を実施する。
    - 1) SuperPole の結果は、タイムトライアル総合 1 位~8 位の順位となる。
    - 2) 該当選手には、重量計測後にオーガナイザーから SuperPole 専用の New ドライタイヤ 1 セットが支給される。
    - 3) 計測方法は、各車 2 周ずつの計測によって行われる。
    - 4) 出走順は、先だてで行われたタイムトライアルの結果、8 位の選手から順に 3 台、3 台、2 台の順でオフィシャルの指示に従ってコースインする。
    - 5) コース上で後続車に追いつかれた車両は大きく走行ラインを外れて、後続車に譲らなければならない。
    - 6) SuperPole 専用タイヤは SuperPole のみで使用することができ、その後の決勝レースで使用することは禁止される。

## 第26条 決勝ヒート

1. 決勝ヒートの出場資格とグリッドポジション
  - 1) 第 1 レース決勝ヒート : タイムトライアルの成績による

- 2) 第 2 レース決勝ヒート：第 1 レース決勝ヒート中のベストタイム順とする
  - (1) ベストタイムが同タイムの場合は、セカンドベストを採用する。
  - (2) 更に同タイムとなった場合もこれに準ずる（サードラップ以降のタイム）。
  - (3) 失格者は最後尾とする。
2. 決勝は着順に基づき、ペナルティ等を考慮したうえで最終順位が決定される。
3. 決勝ヒートの走行距離は、本特別規則 1 ページ規定周回数に示す。
4. 青・赤旗の採用
  - 1) 周回遅れのドライバーおよび周回遅れになろうとしているドライバーに対し、[ 青・赤旗（二重対角線で区分） ] が示され、決勝ヒートから除外される。
  - 2) 青・赤旗は競技長の指示によりコントロールライン上で示される。旗の提示を受けたドライバーは、その周回で車両保管場所（パルクフェルメ）に移動し、ラップされた周回のコントロールライン通過までで、レースを終了したものとす。
 

車両保管場所（パルクフェルメ）に移動しない場合には、黒旗（当該ヒート失格）の対象となる。

#### 第27条 OK 部門、ジュニア部門、ジュニアカデット部門のスタート進行

スタートは「カート競技会運営に関する規定」第 28 条 2. に基づくローリングスタートとし、次の事項が適用される。

1. スタートの合図は灯火信号によって行われる。
2. スタート進行は以下に従い行われる。
  - 1) 競技会特別規則書または公式通知により指定された時間に所定の待機場所に着くこと。このとき合図音およびアナウンスが放送される。
  - 2) 所定の待機場所への進入はフォーメーションラップ 7 分前に締め切れ、「3min」ボードが示されるまでにカートが所定の場所に着いていなければならない。審査委員会が認めた場合を除き、7 分前までに所定の待機場所に進入できなかったカートの出走は認められない。
  - 3) フォーメーションラップの開始は、以下のボード提示に続いて行われる。これらのボードの提示は合図音とともに行われる。

3min
------

1min
------

30sec
-------

- 4) 「3min」ボードが示される時点で、ドライバーおよびピット要員 2 名まで、オフィシャルを除くすべての者は当該エリアから離れなければならない。
- 5) 「1min」ボードが示される時点で、ピット要員は当該エリアから離れなければならない。ジュニア部門およびジュニアカデット部門では、「1min」ボードが示された時点からフォーメーションラップ開始時までの間であればいつでも、ドライバーはエンジンを始動することができる。

- 6) 「1min」ボード提示後は、ピット要員による援助は一切認められず、ペナルティ対象となる場合がある。  
ただし、OK 部門においては、フォーメーションラップ開始までにピット要員 2 名までの援助を認める。
- 7) エンジン不動等によりスタートが困難なドライバーは、両手または片手を頭上に高く上げ、合図をしなければならない。  
この場合、黄旗を持つ担当オフィシャルが当該カートの直近に立ち、フォーメーションラップ中のドライバーに警告する。  
担当オフィシャルは、フォーメーションラップ開始後、スターティンググリッド上に留まっている全てのカート在所定の位置に移動する。
- 8) カートは、所定の位置にてピット要員の援助（介入）を受けエンジンを再始動することができる。次いで担当オフィシャルの指示に従いフォーメーションラップの隊列の最後尾に加わり出走できる場合がある。
3. フォーメーションラップの周回数は、ブリーフィングの際に示される。ブリーフィングで行われた指示に基づき、スタートが合図される前に、約 1 周のフォーメーションラップを行う。なお、これに先立ち、競技長の裁量により約 1 周のウォームアップのための走行を行うことができる。フォーメーションラップ中のドライバーは、2 列の隊列で低速走行し、スタートラインへ向かう。スタートライン 25m 手前に引かれたイエローラインを越えるまでは加速してはならない。
4. 最終コーナーからスタートラインまでに引かれている 2 本のホワイトライン（通称コリドー）内に車両が収まっていなければならない。（モビリティリゾートもてぎ北ショートコースには、ホワイトラインが各隊列に 1 本しかない。そのため、この 1 本のホワイトラインから半車身以内の間隔で走行）  
スタートの合図と共に、全車このラインを越えることが初めて許される。
5. カートがスタートラインに接近する段階で赤信号が点灯する。
6. 競技長は、フォーメーションが整いイエローラインを超えて、ポールポジションの選手が最初に加速を開始したと判断した場合、赤信号を消灯してスタートの合図を行う。  
フォーメーションとイエローライン前での加速に問題がある場合、競技長は、フォーメーションラップが更に 1 周行われることを合図するために赤信号の灯火を続ける（消灯しない）。
7. フォーメーションラップ中のドライバーはオーガナイザーが定める区間での追越しおよび割り込みが禁止され、これに違反した者は当該ヒート失格となる。
8. フォーメーションラップ中、追越し禁止区間内ではウェービングは禁止され、前車との間隔を大きく開ける（概ね半車身）ことは禁止される。
9. フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱す者があつた場合は白・黒旗が示される、またはペナルティが課される場合がある。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合がある。
10. フォーメーションラップ中に隊列から遅れた者が隊列の前に出て待つような行為をしてはならない。
11. フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示（白地に赤のバツンのボード表示）された者およびフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は最後尾に着かなければならない。
12. フォーメーションラップ中にコースをショートカットすることは禁止される。

13. フォーメーションラップ中にポールまたはセカンドのカートが停止または遅れてもローリングは続行される。その際は先頭にいる者にローリングのペースを保つ義務が生じる。
14. スタート後、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを越えないカートは、そのヒートを出走することはできない。

## 第28条 ROK SHIFTER のスタート進行

スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条3.に基づくスタンディングスタートとし、次の事項が適用される。

1. スタートの合図は灯火信号によって行われる。
2. スタート進行は以下に従って行われる。
  - 1) 競技会特別規則書または公式通知により指定された時間に所定の待機場所に着くこと。このとき合図音およびアナウンスが放送される。
  - 2) 所定の待機場所への進入はフォーメーションラップ7分前に締め切られ、「3min」ボードが示されるまでにカートが所定の場所に到着していなければならない。審査委員会が認めた場合を除き、7分前までに所定の待機場所に進入できなかったカートの出走は認められない。
  - 3) フォーメーションラップの開始は、以下のボード提示に続いて行われる。これらのボードの提示は合図音とともに行われる。

3min

1min

30sec

- 4) 「3min」ボードが示される時点で、ドライバーおよびピット要員2名まで、オフィシャルを除くすべての者は当該エリアから離れなければならない。
  - 5) エンジン不動等によりスタートが困難なドライバーは、両手または片手を頭上に高く上げ、合図をしなければならない。この場合、黄旗を持つ担当オフィシャルが当該カートの直近に立ち、フォーメーションラップ中のドライバーに警告する。
  - 6) カートは、所定の位置にてピット要員の援助（介入）を受けエンジンを再始動することができる。次いで担当オフィシャルの指示に従いフォーメーションラップの隊列の最後尾に加わり出走できる場合がある。
3. フォーメーションラップの周回数は、ブリーフィングの際に示される。ブリーフィングで行われた指示に基づき、スタートが合図される前に、約2周のフォーメーションラップを行う。フォーメーションラップ2周目の隊列復帰禁止区間開始場所からは低速でグリッドへ向かい、それぞれのスターティンググリッドに戻って停止する。
  4. すべてのカートは、グリッド上でフロントタイヤがスタートボックスの前の白い線に接触していなければならない。
  5. 全車がグリッドに着いた事を確認したオフィシャルが、最後尾後方でグリーンフラッグを振り、赤信号が点灯。その赤信号が消灯することによりスタートの合図となる。（信号は点灯後2秒以上3秒以内に消灯）

6. スターティンググリッドに停止後、スタートできないドライバーは両手を高く挙げ後方のドライバーに合図しなければならぬ。
7. フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示（白地に赤のバツンのボード表示）された者およびフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は最後尾に着かなければならぬ。
8. フォーメーションラップ終了後、スターティンググリッドに着いた際、問題がある場合は下記の処置をとる。
  - 1) オレンジもしくは黄色信号が点滅し、オフィシャルの送り出し指示によりエキストラフォーメーションラップを開始、再びスターティンググリッドに戻り、上記 3.の手順でスタートする。  
この際レースの周回数は 1 周減算される。
  - 2) 問題の原因となった者が再スタートできる場合は最後尾からのスタートとなる。原因となった者が複数の場合、グリッド順に配列される。
  - 3) 最後尾の者が問題の原因となった場合は、1)～2)は適用されない。
9. エキストラフォーメーションラップは 2 回までとし、3 回目に原因となった者はオフィシャルにより排除されスタートが行われる。
10. いかなる理由においても、オフィシャルが触れたカートはその場でリタイヤとなる。
11. スタート後、先頭のカートが 1 周するまでにスタートラインを越えないカートは、そのヒートを出走することはできない。

## 第29条 その他競技に関する一般事項

1. 旗の信号については「カート競技会運営に関する規則」第 13 条に従う。但し、スタート合図は灯火信号を用いる。  
なお、本選手権競技では別に定める「ニュートラリゼーション」を決勝ヒートに適用する。  
「付則-1」参照
2. コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。
3. 走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについては、ペナルティが課される。さらにその行為が 2 回以上に及ぶときは失格となる場合がある。
4. ドライバーサインは次のとおりとし、これを怠った者に対しては、ペナルティが課せられることがある。
  - 1) コース上で停止した場合のサインは、両手もしくは片手を頭上に高く上げる。
  - 2) ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。
  - 3) 黄色の山型を付した緑色旗（ミススタート）が示された場合は各自、片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとする
  - 4) スローダウンするドライバーは、片手を高く上げる。
5. 公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）コース上で停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。

但し、ジュニア部門およびジュニアカデット部門は、カートから降車することおよび自力でカートを押してエンジンを始動することは認められない。復帰するための最小限の方向転換は認められる。

6. 公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）にリタイヤしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技会参加に関する規定」第 11 条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはならない。ただし、安全が確保できない場合は、オフィシャルの指示により退避させる場合がある。
7. レース中は、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティの対象とする。
8. 工具を用いた作業等は、指定されたエリア（リペアエリアおよびパドック）を除き、一切禁止される。
9. 蓋付のボックスに収納された場合のみ、工具をグリッドまで持ち込むことを可能とする。
10. ダミーグリッドおよびグリッドでの、タイヤのエアを抜くだけの為にエアゲージの使用は認められる。
11. 競技中の燃料補給は禁止する。
12. レース着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後 2 分以内に、カートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算される。完走者となるためには、チェッカーにかかわらず、規定周回数の 1/2 以上を完了しなければならない。
13. レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
  - 1) チェッカーを受けた完走者（規定周回数の 1/2 以上を完了し、チェッカーを受けた者）。
  - 2) チェッカーを受けない完走者（規定周回数の 1/2 以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者）。
  - 3) 不完走者（チェッカーにかかわらず、規定周回数の 1/2 以上を走行していない者）。
  - 4) 同周回数の場合は、その周回を先に完了（コントロールライン通過）した者を優先する。
14. レースは着順によるものとし、計時を行わない場合がある。
15. 競技中において、前方の競技ナンバープレートが脱落もしくは脱落しそうな場合はオレンジディスクのある黒旗（番号を添えて提示）が振られる。それに該当するカートは必ず 1 度ピットインして競技ナンバープレートを取り付け直すこと。
16. パドックエリア、ウェイトングリッドおよびオーガナイザーが指定したエリアにおけるエンジンの始動および作動については、カートが走行可能な装備等を具備し、リアタイヤが地面に接地した状態（リアタイヤが地面に常に接触した状態）でのみ認められる。  
ただし、オーガナイザーが指定した始動確認エリアにおいては、リアタイヤが地面に接地しない状態でエンジンの始動確認を行うことが認められる。
17. 選手権競技の成立とは、部門毎に 5 台以上の車両が出場しなければならない。5 台に満たない場合は、その部門の選手権は成立しない。  
なお、この場合における出場とは、ヒートの出走の際に 5 台以上のカートがコントロールラインを越えることをいう。  
以上の条件を満たした時、選手権競技は成立する。

18. 各決勝ヒートは、規定周回数の60%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）が成立する。
19. 消火器携帯の義務について  
各ドライバーは全ての競技会において、下記条件を備えた消火器を1本以上備えていなければならない。  
また、ピット、パドックでの火気厳禁徹底に努めなければならない。  
【携帯用消火器の条件】
- 種類：ABC粉末タイプ
  - 大きさ：4型（内容量1.2kg）以上
20. 水分補給について  
公式練習、タイムトライアル、各ヒート後の重量計測前に、容量600ml以内の飲料を摂取することを認める。但し、飲料摂取後の再重量計測は認められない。また、飲料は体調不良予防策であるため、これを体にかける（浴びる）行為は禁止とする。  
なお、ピットクルーは飲料をパルクフェルメに持ち込む際、容量が600ml以内であることを車検員から確認を受けること。  
イエローフラッグ区間の解除にはグリーンフラッグを採用し、対象現場後もグリーンフラッグポストまではイエローフラッグ区間となる。対象現場後もグリーンフラッグポストまではイエローフラッグ区間となる。
21. 外部スターターによるエンジン始動は禁止とする。

## 第30条 審判員

1. 国内競技規則10-20に基づく審判員の判定事項は、全日本/ジュニアカート選手権統一規則および本特別規則に関する事項とする。
2. 審判員の氏名は、公式プログラムまたは公式通知で示される。

## 第5章 ピットに関する事項

### 第31条 ピットイン

ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。

### 第32条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない（競技長から指示があった場合を除く）。またピット内で作業しうるものは当該部門に出場しているドライバーとピット要員のみとし、ピット要員は指定されたクレデンシャルを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピット・サインを送る場合は、ピット要員に限り各自のピット・エリア内においてのみ表示することができる。

レース中燃料の補給をしてはならない。



### 第33条 ピット要員

「カート競技会参加に関する規定」第 18 条に基づき、ピット要員の行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合は、ドライバーに直接統轄の責任があるものとする。ピット要員による規則の違反は、当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがある。

### 第34条 ピット内

ピットにおける火気の使用を禁止する。燃料の容器は 20 ℓ 以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならない。

### 第35条 車両保管

レース終了後の車両保管および車両検査は、次のとおりとする。

1. 車両保管および再車両検査を行う。保管が解除になったカートは、エントラントが速やかに引き取らなければならない。
2. 決勝ヒート終了後保管時間は 30 分以上、所定の場所で行われる。(ROK SHIFTER 以外)
3. 技術委員長は、スタートしたすべての車両に関し検査を行う権限を保有するものとする。技術委員長が検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が、責任をもって車両の分解および組み立てを行わなければならない。

但し、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。

上記に対する違反は、競技長によって勧告され、審査委員会によりペナルティが課せられる場合がある。

## 第6章 ペナルティに関する事項

### 第36条 ペナルティ

1. ペナルティは次の 5 種がある。
  - 1) 警告
  - 2) 罰金
  - 3) タイムペナルティ
  - 4) ラップペナルティ
  - 5) 失格（当該タイムトライアル、ヒート、またはレースの失格）
2. 警告はその必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
3. 罰金は成績に対するペナルティには至らない違反に適用される。
4. タイムペナルティは失格には至らない違反に適用される。
5. ラップペナルティは失格には至らない違反に適用される。
6. 失格は次の反則行為に課せられる。

- 1) 規則に反してまたは不当に得たアドバンテージ。
- 2) 故意に自己または他人の安全を省みることなく行う危険行為。
- 3) 与えられたオフィシャル指示を故意に無視した際。
- 4) 与えられたフラッグサインの無視。

<ペナルティの例>

全日本/ジュニアカート選手権統一規則内ペナルティの例、および本統一規則「付則-3」にある、GPR Penalty Catalog 参照。

## 第7章 抗議に関する事項

### 第37条 抗議の提出

1. 「JAF 国内カート競技規則」第 40 条に基づき、書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長に提出するものとする。
2. エントラント、または当該エントラントが文書で正式に指名した代理人のみが抗議権を有する。
3. 「JAF 国内競技規則」10-20 に従ってなされた審判員の判定、計時装置および音量測定結果、GPR Penalty Catalog「Pn.14」および「Pn.15」により課されたペナルティに対する抗議は認められない。
4. 提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等に要した費用ならびに分解組み立ての費用は、被抗議者であるエントラントまたはドライバーの負担とし、これと反対に当該車両等が規則どおりのものであることが判明した場合は抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられる。

### 第38条 抗議提出の時間制限

1. 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
2. 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後 30 分以内とする。
3. 競技の成績に関する抗議は、その発表後 30 分以内とする。

### 第39条 抗議料

1. 全日本カート選手権：53,300 円
2. ジュニアカート選手権：21,200 円
3. Rok Cup JAPAN：21,200 円

## 第8章 成績および賞典に関する事項

### 第40条 成績および賞典

## 1. 決勝ヒートの結果により決定する。

ただし、荒天等により決勝ヒートが実施されなかった場合は、タイムトライアル（予選）の結果により決定される。

## 2. 賞典はドライバーに対して行われる。

## 3. 競技会表彰の儀典

(1) 優勝者への賞典授与は、JAF 会長あるいは大会会長（または名誉会長）が行うものとする。いずれも参加不可能な場合は、オーガナイザー代表が行うこと。

(2) 2 位および 3 位の賞典授与は、上記(1)で授与者となっている場合を除きオーガナイザー代表が行うものとする。

(3) 諸事情により、上記(1)および/または(2)が不可能な場合は、組織委員長が適切な代行者を選出すること。

また、上記(1)、(2)以外の章典授与がある場合も同様とする。

なおこの場合、競技会審査委員は除かれる。

## 4. モータースポーツ表彰式への出席

選手権保持者および上位 6 位までの入賞者は、当該年の JAF モータースポーツ表彰式に出席すること。

## 第9章 得点

### 第41条 得点基準

1. 本選手権競技会のドライバーに与えられる得点は下表 a①を適用する。決勝ヒートの完走者のみに与えられ、不完走者、失格者および不出走者には与えられない。

(表 a①) 決勝結果成績に付す得点

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
得点	25 点	22 点	20 点	18 点	16 点	15 点	14 点	13 点	12 点	11 点
順位	11 位	12 位	13 位	14 位	15 位	16 位	17 位	18 位	19 位	20 位
得点	10 点	9 点	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

但し、競技会出場台数（決勝ヒート出走台数）に応じ下表 b の通り得点の対象となる順位が制限される。

(表 b)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
------	--------	------	--------

40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～ 9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～ 7台	3位まで

※当該年の日本カート選手権規定第 6 条、第 28 条および 50 条による。

2. 全日本カート選手権 OK 部門の順位は各レースで獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレースの 75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが 4 回に満たない場合、全得点を合算する。

※当該年の日本カート選手権規定第 28 条による。

3. ジュニアカート選手権の部門毎の順位は各レースで獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレースの 75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが 4 回に満たない場合、全得点を合算する。

※当該年の日本カート選手権規定第 50 条による。

4. Rok Cup JAPAN Shifter の順位は各レースで獲得した得点のうち、高い得点の順に成立したレースの 75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが 4 回に満たない場合、全得点を合算する。
5. 複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

1) 有効得点の中で高得点得た回数が多い順に順位を決定する。

2) 上記 1) の回数も同一の場合、当該部門の最終戦で上位順位を得た者を上位とする。

なお、当該部門の最終戦に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終戦により近い競技会において高得点を得た者を上位とする。

3) 上記 1) および 2) の方法によっても結果が出ない場合は、同順位とする、ただし、下位の者の順位は繰り上げない。例) 2 位が複数の場合：1 位、2 位、2 位、4 位

## 第42条 チーム賞典と得点

1. 全ての部門において、各レース優勝者の所属するチーム代表 1 名に賞典を贈呈する。
2. 全ての部門において、チーム得点によるシリーズ順位を決定する。

- 1) チームに所属するドライバーによる決勝ヒートにおける最大得点獲得者 1 名の得点をチーム得点として付与する。
- 2) 上記 1)のチーム得点合計により、チームのシリーズ順位を決定する。

## 第10章 広告に関する事項

### 第43条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。

その他の広告については、オーガナイザーは、次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。

1. 公序良俗に反するもの。
2. 政治・宗教に関連したもの。
3. 本競技会に関係するスポンサーと競合するもの。

## 第11章 その他一般事項

### 第44条 エントラントおよびドライバーの遵守事項

1. エントラントは、自己の参加に係わるすべての者に、すべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2. エントラント、ドライバーおよびピット要員は全日本/ジュニア選手権統一規則および本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態について、JAF ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
3. エントラントおよびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
4. 指定された場所以外での喫煙は禁止される。
5. 競技期間中に競技開催コースにおいて、エントラント、ドライバーおよびピット要員が飲酒することは禁止される。
6. エントラント、ドライバーおよびピット要員が、スポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。

### 第45条 コースへの立ち入り

1. 公式通知の組織図に予定されている競技役員および A S N のみがコースに立ち入る権利を有する。

2. プレス代表者は、オーガナイザーに対し特に申請し、許可を得た場合以外はコースに立ち入ることはできない。さらに競技役員によって与えられた指示に従わなければならない。

#### 第46条 誓約書の署名

エントリー、ドライバー、ピット要員は誓約文に署名捺印しなければならない。

#### 第47条 本特別規則の解釈

本特別規則並びに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

#### 第48条 本特別規則の違反

1. 本特別規則に対する違反の罰則は審査委員会の決定により宣告される。
2. 日本カート選手権競技に適用される規則に違反した者に対し、JAF は罰則を課す場合がある。
3. 年齢、ライセンス等、出場資格に制限のある日本カート選手権競技で、その資格に違反してエントリーしたことが競技会開始後に判明したドライバーについて、JAF は当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

#### 第49条 本特別規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本特別規則は当該年の1月1日より施行する。
2. 本特別規則に記載されていない事項については、FIA 国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則とその細則、全日本/ジュニアカート選手権統一規則に準拠する。
3. 本特別規則発行後、JAF ならびに GPR において決定された事項は、すべての規則に優先する。その通知はブルテンまたは、公式通知にて示す。

## 第50条 OK部門 適用車両規定

### 1. エンジン

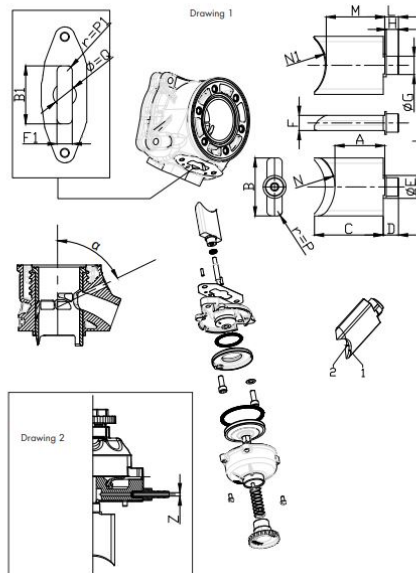
- 1) ダイレクト・ドライブ・シングル・シリンダー・2 ストローク・レシプロケーシング・エンジンで、CIK-FIA によって公認されたもの。公認エンジンのいかなる改造も、CIK-FIA KARTING TECHNICAL REGULATION 9.11.2 に基づき認められる。

ただし、CIK-FIA 公認有効期間が満了した後、さらに 2 年間は使用可能とする。

- 2) 水冷（クランクケース・シリンダー、シリンダーヘッド）は 1 回路のみとし、冷却は単一回路の 1 つの自由なラジエーターに制限され、いかなる他の組合せも除外される。サーモスタットの正常な機能のために内部回路を付加することは認められる。
- 3) CIK-FIA KARTING TECHNICAL DRAWING No,2,8 に合致し、エンジンと共に公認された特定単一型パワーバルブ。

DESSIN TECHNIQUE N° 2.8  
Spécification de la Power-Valve (Partie 1) - OK

TECHNICAL DRAWING No. 2.8  
Specification of the Power-Valve (Part 1) - OK



- 4) 過給は禁止とする。
- 5) 「付則-2(CIK-FIA KARTING TECHNICAL APPENDIX 2)」による測定方法により計測した容量から「プラグインサート」容量(2cc)を引いた燃焼室の最小容積は 9cc 以上とする。
- 6) スパークプラグの銘柄は自由(量産品で厳密の当初のままとする)。シリンダーヘッド上に締め込まれたスパークプラグのパレル(電極は含まない)は、燃焼室ドームの上部を超えてはならない。

- 7) 排気角度は排気ポートで最大 194°とし、その測定は[CIK-FIA KARTING TECHNICAL APPENDIX 3-1]に記載されている方法に従い、ライナーのレベルで行われる。
- 8) デコンプレッションバルブが義務付けられる。それは、シリンダーヘッド頂部に装着されなければならない。
- 9) スパークプラグハウジングのねじ山の寸法-長さ 18.5mm/ピッチ M14×1.25
- 10) 最大 16,000rpm の指定リミッター付き公認点火装置。

ただし、CIK-FIA 公認有効期間が満了した後、さらに 2 年間は使用可能とする。

- 11) クラッチは認められない。
- 12) スターターは認められない。

## 2. キャブレター

- 1) 最大直径 24mmの CIK-FIA 公認バタフライキャブレター。

ただし、CIK-FIA 公認有効期間が満了した後、さらに 2 年間は使用可能とする。

- 2) 全ての寸法および形状は、公認書にあるオリジナルのままで行なければならない。また、吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって預託された工具に適合していなければならない。

その他すべての、キャブレター本体内部または外部の、寸法のない穴やミリ単位の溝は数と位置において公認書と一致していなければならない。

## 3. マフラー

CIK-FIA KARTING TECHNICAL DRAWING No,2.9.a に合致し、OK 公認された特定単一型排気装置。

### DESSIN TECHNIQUE N°2.9.a

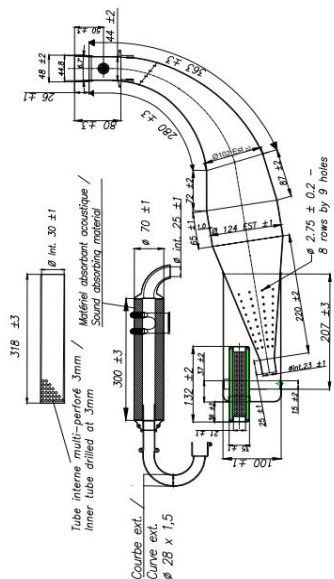
#### Echappement monotype spécifique OK

Dans les Championnats, Coupes et Trophées FIA Karting de 2023 à 2025, le produit doit être marqué du logo CIK-FIA et du code «T23 SR» qui sera gravé. Ces marques doivent être clairement lisibles une fois le produit monté sur le kart.

In the FIA Karting Championships, Cups and Trophies from 2023 to 2025, the product must be marked with the CIK-FIA logo and the code «T23 SR» which will be engraved. These markings must be clearly legible once the product is fitted on the kart.

### TECHNICAL DRAWING No. 2.9.a

#### Specific OK monotype exhaust





#### 4. 吸気消音

CIK-FIA 公認の 23mm もダクトを 2 本備えた吸気消音機。

ただし、CIK-FIA 公認有効期間が満了した後、さらに 2 年間は使用可能とする。

#### 5. エンジンオイル

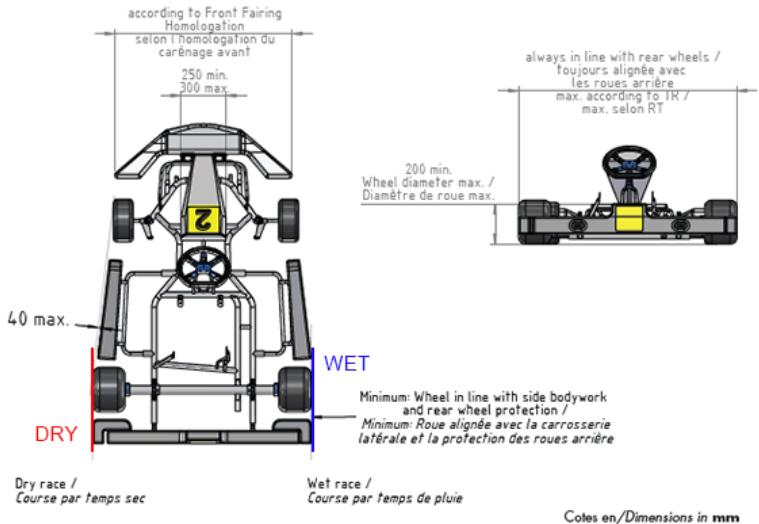
使用できるガソリン混合用オイルは、CIK-FIA AGREED LUBRICANTS FOR 2025 に記載される承認オイルに限る。

#### 6. リアプロテクション

どのような状況でもリアプロテクションはリアタイヤの外側と一直線に並んでいなければならない。

幅：最小 1,340mm、最大はどのような状況でもリアトレッドの幅と同じ。

リアプロテクションの 2 つの調整可能な外側部分は、リアプロテクションのメイン部分とは明らかに異なった色にする必要がある。これはステッカーキットを使用するか、製造時に部品に色を追加すること。



#### 7. 登録可能数

シャシー：1 台 / エンジン：2 基

#### 8. 最低重量

150kg(ドライバー含む) / カートの最低重量(燃料除く)70kg

#### 9. タイヤ

DUNLOP (DRY : DHM / WET : W15)

※追加導風ダクトは禁止とする（ただし、ブレーキダクトは認める）。

**※CIK-FIA KARTING TECHNICAL REGULATION 9.11.2(和訳)**

公認エンジンの当初の部品は、常に公認書に記載される写真、図面、材質、物理的寸法と合致し、同一でなければならない。

許される改造：以下を除き公認エンジンへのすべての改造が認められる。

**a) エンジン内部：**

- ストローク
- ボア（最大限度を超えて）
- コネクティングロッド中心線
- シリンダーおよびクランクケースのトランスファーダクトおよび吸気ポートの数
- 排気ポートおよびダクトの数
- リードバルブボックス(寸法と図面)
- クランクケース および/または シリンダー、ただしそれらのクランクシャフトベアリングおよびアタッチメント(ドリル穴、ダボ)
- スリーブの表面加工 {化学処理（コーティング等）、メッキ処理等}
- 特別規則に基づく制約事項は尊重される。

**b) エンジン外部：ホモロゲーションエンジンの全ての外装の改造は認められる。**

ただし、以下のものは除外する。

- キャブレターの数(公認されたキャブレター1個の使用が義務づけられる)
- 搭載エンジンの外観(以下のものは、外観の改造とはみなされない)
- ・冷却コネクションのトリミングおよび固定部の変更  
(キャブレター・イグニッション・排気装置、クラッチあるいはエンジンそれ自体の固定を含む)
- ・パーツ色の変更

ただし、それらの公認された位置が変更されていないこと

## 第51条 ジュニアカデット部門 適用車両規定

### 1. エンジン

2025SL カートミーティング車両規定(YAMAHA カデットオープン)とその細則に準ずる。

※エンジンモデル形式に指定あり。

※スキッシュエリア規定あり。

### 2. キャブレター

2025SL カートミーティング車両規定(YAMAHA カデットオープン)とその細則に準ずる。

### 3. プラグ

一般市販状態のネジ山長 19mm 以下のものに限る。プラグワッシャーも含めて一般市販品とする。

### 4. プラグキャップ

YAMAHA 純正品のみ。

### 5. 吸気系統

1) 吸気消音器は、ヤマハ純正 7YA-14410-01 を使用し、一切の改造や加工は禁止。

2) ジョイントエアクリーナーは、7YF-14453-03 を使用。

3) マニホールドは、7YA-13585-00 を使用。

4) ジョイントキャブレターは、GPR が管理・デリバリーする「ジョイントキャブレター」を公式練習から決勝レース終了まで使用しなければならない。

※ヤマハ発動機株式会社製「7YU-13586-09 ジョイントキャブレター-14.5 mm」に GPR 識別番号加工品

### 6. 排気系統

1) マフラーは、7YA-14701-00-98、7YA-14701-10 マフラーコンプリートと 7YA-14750-09 サイレンサー Assy の組合せを使用。改造、溶接は禁止。※本体には公認プレートがついていること。

2) エキゾーストパイプは、7YT-14610-00 または 7YU-14610-00 のみ。改造、溶接は禁止（排気センサー取付は可能）

3) ジョイントエキゾーストは、金属製で破損しにくいものを使用。内径に変化のあるものは使用禁止。

### 7. マグネット

7YT-85650-20、7YT-85650-00・01・10 のいずれかを使用。TCI ローターの幅（厚さ）は 33 mm（公差±0.5 mm以下）、直径は 60φmm（公差-0.1 mm以下）のものであること。

旧々型 TCI ローター 7ET-85650-00 ローター幅 29 mm）は KT100SD・SC のみに使用可改造は一切禁止され市販状態とする。

### 8. クラッチ

1) クラッチハウジング、クラッチシューにオイルやグリス類を塗布することは禁止される。改造禁止

2) クラッチガードは、SL クラッチガード・SL クラッチプロテクター

### 9. ドライブスプロケット

SL クラッチ用のドライブスプロケットはフリーライン製 SL219×10T・11T を使用

**10.セルモーター**

YAMAHA 純正品のみ使用

**11.バッテリーの取り付け**

バッテリーホルダーを用い強固に固定すること。位置はフレームの左側、シート裏・横等とし、フロアパネル、サイドボックスステー等への装着は禁止

**12.シリンダーヘッドナット**

公式車検にてワイヤー封印をするためのナットを 1 か所以上装備しなくてはならない。

**13.エンジンオイル**

使用できるガソリン混合用オイルは、CIK-FIA 公認オイルもしくは SLO 認定オイルに限る。

**14.登録可能数**

シャシー：1 台 / エンジン：1 基

**15.最低重量**

110 k g

**16.タイヤ**

DUNLOP (DRY : SL J / WET : SLW2)

※追加導風ダクトは禁止とする（ただし、ブレーキダクトは認める）。

## 第52条 ジュニア部門 適用車両規定

### 1. エンジン

- 1) IAME 社国内正規輸入元により輸入され、エンジン・シリアル番号が登録された日本仕様の IAME PARILLA X30 のみの使用とし、一切の変更・改造は禁止される。また、全ての部品、取り付けは工場出荷時の状態から変更は認められない。

別紙 X30 125cc RL-C TAG エンジン仕様書に準じ、本 FS-125Jr 適用車両規定に定める。

- 2) エンジン・シリアル番号 M3521/B3059 以前のエンジンに刻印の有るシリンダーを使用することは出来るが、M3521/B3059 以降のエンジンに刻印のないシリンダーを使用することは出来ない。
- 3) シリンダーガスケットは X30 純正品の下記の部品番号に限る。  
シリンダー-G/K 部品番号 EBP-125045 0.4mm  
シリンダー-G/K 部品番号 EBP-125046 0.2mm  
シリンダー-G/K 部品番号 EBP-125047 0.1mm
- 4) リードベダルはメーカー純正グラスファイバー製 0.3mm (部品番号 X3011840) あるいはメーカー純正オプション CFRP 製 0.24 mm (部品番号 F-11840-C) のみの使用に限る。グラスファイバー製と CFRP 製を混ぜて使用することは認められない。
- 5) クラッチガード、クラッチドラム、クラッチシュー、クラッチベアリング、クラッチオーリングは X30 純正部品の下記の部品番号に限る。  
クラッチガード X30125595  
クラッチドラム X30125550A  
クラッチベアリング B-55598  
クラッチオーリング A-60565  
クラッチシュー X30125840 または X30125841  
スターターギア X30125830 または X30125831

クラッチは、組付け後、油脂類は速やかに除去され、またいかなる物も塗布、付加等は禁止する。

- 6) ドライブsprocketは#219 チェーンサイズ用のみの使用に限る。
- 7) メーカー純正以外で使用できる部品は以下の通りとする。  
オイルシール (工場出荷時と同方向にて取付ける事。開口部がクランクケース側であること)、ドライブsprocket、スモールエンドベアリング、ビッグエンドベアリング、サークリップ、ケースベアリング、バランスシャフトベアリング 6005 C3/C4、6202 C3/C4/C4H、ボルト、ナット、ワッシャー、コンロッドワッシャー  
但し、ケースベアリングは単列深溝玉軸受ボールベアリング 6206 番台の開放形 (銘柄は自由とする)、あるいは、IAME 純正ローラーベアリング、部品番号 X30125397 (BC1-3342B) とする。  
(ボールベアリングとローラーベアリングの混在使用は禁止。)

## 2. 吸気系統

- 1) キャブレターは X30 純正部品の Tryton HB27C (ベンチュリー-の最大直径 26mm以下) または Tillotson HW27A (ベンチュリー-最大直径 27mm以下) の使用を可能とし、メタルダイヤフラム、ポンプダイヤフラム、ダイヤフラムガスケット、インレットニードル&ガスケット、メタリングレバーピン、ストレーナカバー、ストレーナカバーガスケット、ストレーナスクリーン、ニードルスクリュー Oリング、キャブレター・ガスケットは純正品であること。改造は一切認められない。
- 2) メーカー純正以外で使用できる部品は以下の通りとする。  
メタリングレバー、インレットスプリング
- 3) インレットサイレンサーはエンジンと一緒に供給されているオリジナル純正品とし、部品番号 X30125740 のエアフィルターを備えたゴム製マニホールドは必備とする。  
直径 22mmのダクトを 2 つ備えた吸気消音器。※22mmのダクトに取り付けるネットの着脱は自由  
改造は一切認めない

## 3. マフラー

- 1) 使用できる純正マフラー (マフラーキャップ含む) 及び取り付け部品は、下記の部品番号製品のみとする。  
ワンピースマフラー 部品番号 X30125715  
エキゾストマニホールド 部品番号 X30125370J (22.7mm)  
エキゾストスペーサー 部品番号 X30125375  
エキゾストスタットボルト 部品番号 X30125355  
※エキゾストスペーサーの使用数は 1 枚、エキゾーストガスケットは純正品を 2 枚、装備を義務とする。
- 2) マフラーキャップは IAME 刻印のあるものとし、改造は認められない。
- 3) メーカー純正以外で使用できる部品は以下のとおりとする。  
エキゾーストスプリング
- 4) 排気温センサー取り付けのための加工は認める。

## 4. 燃烧室

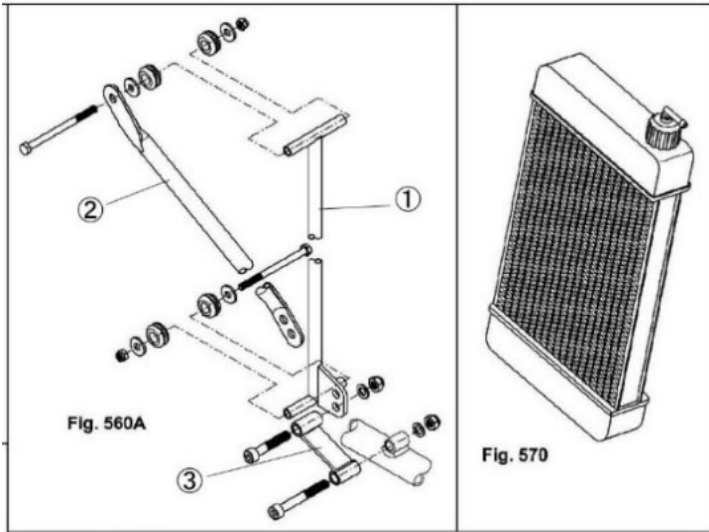
付則-2 による測定方法により計測した容量から「プラグインサート」容量 (2 cc) を引いた燃焼室の最小容積は 7.7 cc 以上とする。  
スキッシュは 0.9mm 以上とする。測定方法はプラグホールから 1.5mm のハンダを挿入しシリンダー面に直角方向にセツトシクランクシャフトを 1 回転させ潰れたハンダの厚みを計測。

## 5. ラジエーターパーツ

- 1) ラジエーター本体と取り付けステーは以下のものに限る。  
X30 ラジエーター  
・410mm×198mm (部品番号 T-8000B)  
・410mm×230mm (部品番号 T-8001)

X30 標準ラジエーターサポート K I T (部品番号 T-8135-C)、(部品番号 T-8136-C)

※但し、補助ステー (下図②) およびフレーム本体への取り付けステー (下図③) は銘柄を自由とする。



2) ウォーターポンプ、プーリーはメーカー純正部品の使用に限る。

3) サーモスタットは純正部品の使用に限る。

4) メーカー純正以外で使用できる部品は以下の通りとする。

ラジエーターホース、ウォーターポンプベルト (Oリング)、ウォーターポンプインナーパーツ (オイルシール、ベアリング)

## 6. 電気系統

1) メーカー純正の SELETTRA Digital-S のみ使用とする。改造は一切禁止する。

2) コントロールユニットは Digital-S の回転数リミット 16,000rpm (部品番号 X30125933-C、X30125993) を使用しなくてはならない。

3) バッテリーの搭載方法はシャシーフレームの周辺、またはフロアに設置する。

4) バッテリーボックスは銘柄自由。

5) バッテリー搭載クランプはしっかり固定できるものであれば銘柄自由。

6) プラグは一般市販状態のネジ山長 19mm 以下のものに限る。プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更禁止。

7) 以下の電装パーツは X30 純正部品のみ使用に限る。

①ワイヤーハーネス

(部品番号 IFE-05003A、IFE05004)

②イグニッション SELETTRA

(部品番号 X30125953)

③プラグは下記のみでの使用に限る。

日本特殊陶業株式会社 (NGK) 製

・B9EG - B10EG - BR9EG - BR10EG - BR9EIX - BR10EIX - R6252K-105 - R6254E-105

8) メーカー純正以外で使用できる部品は以下のとおりとする。

バッテリー、プラグキャップ、コイルアースケーブル

## 7. エンジンオイル

使用できるガソリン混合用オイルは、CIK-FIA AGREED LUBRICANTS FOR 2025 に記載される承認オイルに限る。

## 8. 最低重量

145kg

## 9. タイヤ

DUNLOP (DRY : SL22 / WET : SLW2)

※追加導風ダクトは禁止とする (ただし、ブレーキダクトは認める)。



## 第53条 Rok Shifter 適用車両規定

### 1. エンジン

- 1) 日本国内で販売される、OTK KART GROUP 社製 VORTEX ROK-SHIFTER とし、クラッチ・ギアボックスを含み一切の変更・改造は禁止される。
- 2) 最大気筒容積は 125cc とする。
- 3) ヘッドスキッシュは 1.15mm 以上なければならない。その計測方法は、2.0mm のハンダをピストンピン方向の左右同時に使用し、ノギスでその 2 点の数値を測定。最終測定値はその 2 点の平均値とする。ガスケットはメーカー純正品のみ使用できる。
- 4) メーカー純正品以外で使用できる部品は以下のとおりとする。  
ドライブスプロケット、プラグキャップ、オイルシール、サークリップ、スモールベアリング、ビッグエンドベアリング、コンロッドワッシャー

### 2. 吸気系統

- 1) キャブレター  
使用できるキャブレターは純正 DELL'ORTO 製 VSH30 のみで一切の変更、改造は認められない。

#### ①使用可能パーツ番号（下図参照）

- #281(1656540)スライド 40
- #280(853033)スライドニードル K98
- #283(12539268)スプレーノズル DP268
- #284(621760)スタータージェット 60
- #285(1053201)アイドルジェットインサート 45,60
- #286(1299560)アイドルジェット 60
- #294(1576003)フロート GR.4
- #296(8649250)ニードルバル KIT250

#### ②変更可能パーツ番号（下図参照）

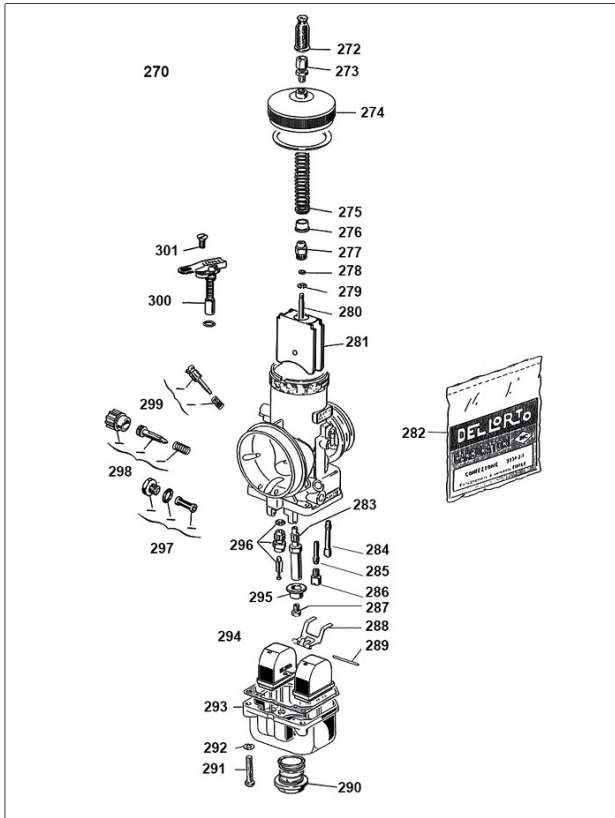
- 287(6413160)メインジェット

#### ③取り付け位置変更可能パーツ番号（下図参照）

- 279(9596211)スライドニードルクリップ位置

#### 2) インレットサイレンサー

ARROW TYPE“E”のみとし、一切の改造は禁止とする。2 本のダクトは 29mm 以下であり、ダクト入口にあるプラスチック製のメッシュカバーは外すことは認められる。



### 3. 排気系統

- 1) 使用できる純正マフラーおよび付属チューブは下記の部品番号のみとする。

マフラー 部品番号 10920/SHF

ジョイントチューブ 部品番号 10914/SHF

- 2) 使用できるサイレンサーは下記の部品番号のみとする。

部品番号 10900/SHF もしくは 0208.00 とする。

### 4. 電気系統

- 1) 使用できるコイルは、下記の部品番号の 2 タイプとする。

部品番号 No.105 458 54/A/18 もしくは 036-IG-27 とする。

- 2) すべての点火カットシステムは禁止とする。

## 5. 燃料系統

- 1) 使用できる燃料ポンプは DELL'ORTO 製フューエルポンプ、Code11023 のみとする。
- 2) フューエルフィルターは 1 個のみ使用可能とする。
- 3) フューエルポンプとキャブレターの間からフューエルタンクへのリターンバイパスの装着は可能。  
ただし、バイパス流量を走行中に変化させられるパーツや機械の到着は禁止とする。

## 6. 補助システム

- 1) 発進・変速・加速等において、点火カットシステム等、電子的、機械的問わず運転を補助するシステムは全て禁止される。

## 7. エンジンオイル

使用できるガソリン混合用オイルは、ENI Spa Kart 2T に限る。

## 8. 最低重量

175kg

## 9. タイヤ

VEGA (DRY : XH4 / WET : W6)

## 付則-1 「ニュートラリゼーション」運用方法

1. 競技長は決勝ヒートのニュートラリゼーションを決定することができる。この手順は、コース上に妨害があった場合、またはドライバーやオフィシャルに緊急の健康被害があり、ただし予選ヒートや決勝ヒートを止める判断をするには至らない状況においてのみ用いられる。
2. 予選ヒートまたはレースのニュートラリゼーションの指示が出されたら、全ての監視ポストで単独の黄旗が振られ、「SLOW」ボード（黄色地に黒で「SLOW」と書かれたボード）が掲げられ、ニュートラリゼーションが完了するまで維持されなければならない。
3. 全ての競技カートは先頭のカートの後ろに隊列でつかなければならず、追越しは厳禁とされる。追越しは、深刻な問題によりカートが減速する場合にのみ認められる。
4. ニュートラリゼーションラップの間、先頭のカートは適切な速度にてペースをコントロールし、その他の全てのカートは隊列の間隔をできるだけ詰めて保たなければならない。
5. カートはニュートラリゼーションの間に修理エリアに入ることができるが、マーシャルによる許可が出た時のみコースに復帰できる。コースに復帰したカートは、先頭カートに続くカートの隊列の最後尾につくまで適切な速度で走行しなければならない。
6. 競技長がニュートラリゼーションの終了を決定する時、「SLOW」ボードは維持され、黄旗は静止で掲示される。これが、次にスタートラインを超えたらレースが再開されることをドライバーに知らせるサインとなる。
7. この時、先頭のカートは適切な速度で走行を続ける。オフィシャルは、スタートライン上で緑旗の振動掲示することによりレースの再開を合図する。予選ヒートまたはレースのニュートラリゼーションが終了し、カートがスタートラインを超えるまで、追越しは禁止されたままである。スタートラインに接近した時、オフィシャルにより緑旗が振られていたら、ドライバーはスタートラインに先立ツイエローラインを超えて初めて加速することができる。監視ポストの黄旗と「SLOW」ボードは下げられ代わりに緑旗が振られる。これらは最大で1周の間掲示される。
8. ニュートラリゼーションの間に成立した全てのラップはレースラップとしてカウントされる。
9. ニュートラリゼーションの間にレースが終了した場合、カートは通常どおりチェッカーフラッグを受ける。追越しは、深刻な問題によりカートが減速する場合にのみ認められる。

以上

**付則-2 「燃焼室の容量計測方法」**

- 1) シャシーからエンジンを降ろす。
- 2) エンジンが常温になるまで待つ。
- 3) 点火プラグの突出を検査するため、シリンダーヘッドを外させる。
- 4) 点火プラグを外させる（18.5mmの寸法を検査）。
- 5) 点火プラグの代わりに「プラグインサート」をねじ留める（シリンダーヘッドに締め付けられた「プラグインサート」は、燃焼室のドーム上部より突出してはならない。長さ 18.5mmの点火プラグと同じ方法でシリンダーに固定されなければならない）。
- 6) ピストン最上部とシリンダーの周囲を、グリスを用いて防水処理する。
- 7) ピストンを上死点に位置させ、クランクシャフトを固定する。
- 8) はみ出したグリスを丁寧に取り除く。
- 9) シリンダーを元に戻し、製造者によって推奨されるトルク値でこれを締め付けさせる。
- 10) 実験用の目盛り付きビュレット(機械式または電子式)を用いて、燃焼室を「プラグインサート」の上端部分の最高位まで（DEXTRON VI type oil で）満たす（ヘッドガスケット面を濡らす）。

※代替え方法として、上記 3)、6)、7)、8)、9)を省く方法がある。

## 付則-3 「GPR Penalty Catalog」

	違反行為	ペナルティ例	備考（参考事例であり、これが全てではない）
Pn.01	黄旗無視	1 周減算	ヒート中
Pn.02	黄旗無視	1 <sup>st</sup> -3 <sup>rd</sup> L 抹消	公式練習中、タイムトライアル中
Pn.03	黒旗無視	大会失格	
Pn.04	青旗無視	30 秒加算	
Pn.05	青・赤旗無視	黒旗	
Pn.06	白地に赤×旗無視	30 秒加算	
Pn.07	オレンジディスク旗無視	黒旗	
Pn.08	ダブルチェッカー	1 <sup>st</sup> -3 <sup>rd</sup> L 抹消 ヒート失格	公式練習、タイムトライアルでの場合 ヒート中の場合
Pn.09	白黒旗無視	黒旗	白黒旗による警告をしても改善が見られない場合。
Pn.10	服装違反	ヒート失格	
Pn.11	車両規則違反	ヒート失格	レース結果に影響を及ぼすもの（エンジン・キャブレター・マフラー規定外、シャシー規定外、規則外のパーツ使用など
Pn.12	重量違反	ヒート失格	再計測は行われぬ
Pn.13	ガソリン違反	ヒート失格	レース後の抜き打ち検査により、明らかに異常だと審査委員・技術委員長・TD が判断した場合
Pn.14	F フェアリングペナルティ	5 秒加算	公式練習、TT は適用されない
Pn.15	F フェアリング不正行為	大会失格	不正な取り付けや、脱落后に戻す不正を起こった場合など
Pn.16	フォーメーション違反	3-10 秒加算	フォーメーションラップ中に他選手に影響を及ぼすような蛇行運転や、ペースが速すぎ・遅すぎ。正確ではないポジションを取るなど
Pn.17	隊列違反	5-10 秒加算	隊列復帰禁止区間内においての蛇行運転、加減速、前車と間隔取り（カート半分台分以内が目安）
Pn.18	ポジション復帰違反	ヒート失格	隊列復帰禁止区間内でのポジション復帰 フォーメーションラップに大きく遅れた際に隊列の前から下がってのポジション復帰
Pn.19	スタート加速違反	3-10 秒加算	フォーメーションラップからスタートの際にイエローライン以前から加速を始めた場合
Pn.20	F ライン違反	5 秒加算	スタート合図の前に白線からタイヤ 1 本〜カート半分程度のみみだし
Pn.21	F ライン違反	10 秒加算	スター合図の前に白線からカート 1 台分程度以上ののみみだし、初めから F ラインに沿っていない
Pn.22	スタートディレイ起因	最後尾スタート	フォーメーションラップの開始時刻を遅らせる原因となった スタートを遅らせる原因となった
Pn.23	ジャンプスタート	5-10 秒加算	正確なポジションからスタートしなかった場合 空席のグリッドを詰めてスタートした場合 ニュートリライゼーションからのリスタート時にスタートライン以前での追い越し 2nd の選手が明らかに 1st の選手より先にイエローラインに到達した場合
Pn.24	ショートカット	10 秒加算 or 1 周減算	競技長が危険回避と判断する場合は免除される場合がある その際はアドバンテージを得てない事が条件となる
Pn.25	過度なレーンチェンジ	3-10 秒加算	コース上（特にストレート部分）において、素早い動きで走行ラインを変更する行為
Pn.26	プッシング	3-10 秒加算	F フェアリングが正常な状態であっても競技長・RD がそう判断した場合
Pn.27	ブロッキング	3-10 秒加算	継続的に後方から追い越しを試みるカートをブロックする行為 競技長・RD が危険もしくは悪質だと判断するブロッキング
Pn.28	幅寄せ	3-10 秒加算	2 台以上のカートが並走中に A が B に寄って行き B が行き場を失ったり、コースアウトした場合に A がペナルティ対象

			ストレート上では基本的に動いたカートに非がある コーナーリング中は基本的に前を走行しているカートに優先権がある、
Pn.29	走路妨害	1 <sup>st</sup> -2 <sup>nd</sup> L 抹消 10 秒加算	タイムトライアル中に他のカートのタイムアタックの邪魔になるようなスピードや場所を走行した コースアウトや停止からの復帰時に後続からのカートを妨害した (競技長・RD が危険だったと判断した際はこれ以上のペナルティの可能性)
Pn.30	コーナーリング中の接触	5-10 秒加算	コーナーリング中に起きた接触に関して、競技長・RD がペナルティの必要と判断した ペナルティ判断：危険、コースアウト、ポジションチェンジなど コーナーリング中は基本的に前を走行しているカートに優先権がある、 完全な並走（どちらが前か後の判断困難）の場合はコーナーに対してイン側のカートに優先 権がある
Pn.31	危険行為	ヒート失格	競技長・RD が危険だと判断した行為 例：大きなスピード差を伴う接触、フォーメーションラップ中の接触など
Pn.32	グリッド違反	ヒート失格	プレグリッド、スターティンググリッドでの工具を使った作業 禁止区間での押し掛け援助などの行為
Pn.33	ピットロード違反	競技長判断	ピットロードを明らかなオーバースピードで走行
Pn.34	オフィシャル指示無視	大会失格	オフィシャルからの指示に従わなかった場合
Pn.35	虚偽の申告	大会失格	車両申告書に虚偽の申告 事象に対しての聞き取りに対し、虚偽の申告
Pn.36	公式練習不参加	大会失格	公式練習に参加の意思が無いと判断された場合
Pn.37	工具携帯走行	大会失格	工具やケミカルなどを所持しての走行
Pn.38	レース外での違反	警告～罰金	レース結果に影響が無いような軽度の違反や、公式行事遅刻など
Pn.39	ドライバー モラルハザード	警告～失格	ドライバーサインを出さない 競技役員・オフィシャルからの指示を無視 競技会場内での、脅し、中傷、威圧、暴力行為など レース中、相手を威嚇や挑発するような行為 競技の裁定や運営に対し、暴言を吐くような行為 競技規則を理解せずにレース参加し、競技裁定にクレームを出す行為 明らかにスポーツマンシップらしからぬ行為など
Pn.40	エントラント・メカニック モラルハザード	警告～失格	競技会場内での、脅し、中傷、威圧、暴力行為など パドックでの常識外の場所取りやパドック割違反 駐車禁止エリアへの駐車 競技の裁定や運営に対し、暴言を吐くような行為 競技規則を理解せずにレース参加し、競技裁定にクレームを出す行為 エントラント（代理）以外の者からの競技裁定へのクレーム 不法投棄、器物破損など
Pn41	その他		これらを含みその他のペナルティについては、特別規則書または公式通知にて通知もしくは競 技長によって警告され、審査委員会により課される。

※1：このカタログでのペナルティは参考であり確定ではなく、審査委員や競技役員、RD,TD の判定によりペナルティが決定されます。またこのカタログに明記されていない内容も同様の方法でペナルティとなる場合があります。

※2：ここでのコーナーリング中とはブレーキ開始（もしくはカートの向きが変わり始）からコーナーを終えてストレート状態までの事とする。

※3：TD（テクニカルディレクター）、RD（レースディレクター）

**付則-4 「台数制限に関わる規定」**

- ・全てのカテゴリーにおいて、エントリー方法による優先順位は、年間エントリー > 大会毎のエントリーとなる。
- ・海外レースでの成績の場合は下記レースに照らし合わせ、GPR にて判断する。

## 1. OK 部門の優先順位（下記条件以降はエントリー先着順）

- 1) 2024 年全日本カート選手権 OK のシリーズ結果
- 2) 2024 年 GPR KARTING SERIES Junior のシリーズ結果
- 3) 2024 年全日本カート選手権 FS125 のシリーズ結果
- 4) 2024 年 RMC Senior MAX のシリーズ結果
- 5) 2024 年地方選手権におけるシリーズ結果
- 6) 2024 年 RMC Junior MAX のシリーズ結果

## 2. ジュニア部門の優先順位（下記条件以降はエントリー先着順）

- 1) 2024 年 GPR KARTING SERIES Junior のシリーズ結果
- 2) 2024 年 GPR KARTING SERIES Cadets のシリーズ結果
- 3) 2024 年 RMC Junior MAX のシリーズ結果
- 4) 2024 年 SL カートミーティング全国大会 SS ジュニアの結果
- 5) 2024 年 RMC Mini MAX のシリーズ結果
- 6) 2024 年 SL カートミーティング全国大会 YAMAHA カデットオープンの結果

## 3. ジュニアカデットの優先順位（下記条件以降はエントリー先着順）

- 1) 2024 年 GPR KARTING SERIES Cadets のシリーズ結果
- 2) 2024 年 SL カートミーティング全国大会 YAMAHA カデットオープンの結果
- 3) 2024 年 RMC Mini MAX のシリーズ結果
- 4) 2024 年 RMC Micro MAX のシリーズ結果
- 5) 2024 年キッズカート全国大会の結果

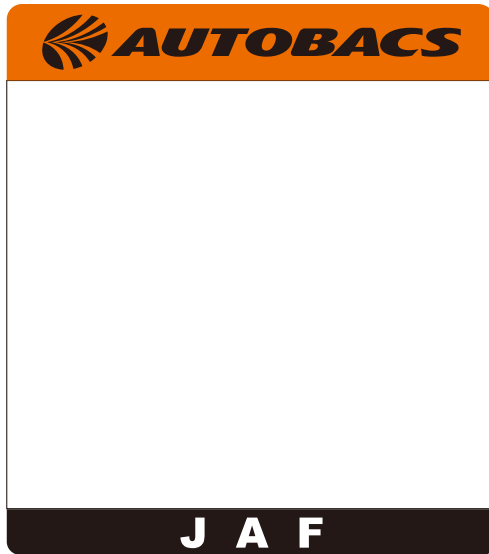
## 4. Rok Shifter の優先順位（下記条件以降はエントリー先着順）

- 1) 2024 年 GPR KARTING SERIES Shifter のシリーズ結果
- 2) 2024 年鈴鹿選手権シリーズ ROK SHIFTER のシリーズ結果
- 3) 2024 年全日本カート選手権 OK のシリーズ結果

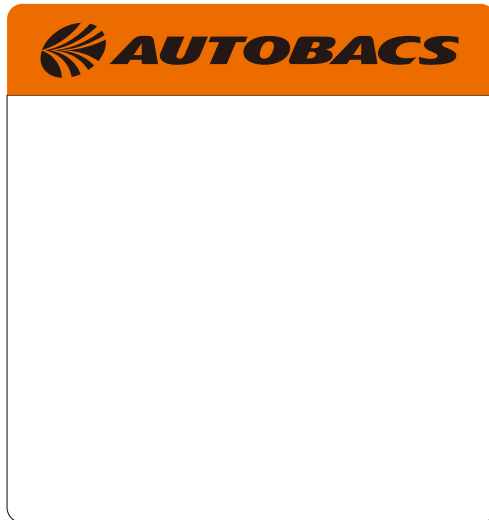


## 付則-5 「GPR 指定ゼッケンベース」

- OK/ ジュニア/ カデット (イエローベース) H180mm×W160mm



- Shifter(イエローベース) H170mm×W160mm



MEMO

MEMO

## 2025 年 GPR KARTING SERIES 特別規則書

---

2025 年全日本カート選手権

2025 年ジュニアカート選手権

2025 年 ROK CUP JAPAN

編集・発行 : GPR 事務局

<https://www.gpr-race.com/>

※無断での転載を禁止します。